

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民健康保険に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

基山町は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・国民健康保険関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、秘密保持に関し契約に含めて万全を期している。
- ・国保連合会に、診療報酬等に係る業務において国民健康保険被保険者に関する情報登録を行っているが、ID及びパスワードを設定し情報漏えい対策を講じている。
- ・内部による不正利用防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ID及びパスワードにより操作者を限定している。

評価実施機関名

佐賀県基山町長

公表日

令和3年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	基山町では、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、国民健康被保険者の管理をし、国民健康保険に係る事務を行う。 国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務で取り扱う。 ①国民健康保険被保険者の適用に関する事務 ②国民健康保険被保険者証等の交付に関する事務 ③国民健康保険の給付に関する事務 ④国保連合会で実施する療養給付の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務 ⑤オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)
③システムの名称	1. Acrocity国民健康保険 2. Acrocity国民健康保険税(料) 3. Acrocity国民健康保険(給付) 4. MICJET番号連携サーバー 5. 中間サーバー 6. 統合宛名システム 7. 国保総合システムおよび国保情報集約システム 8. 医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル 1. 国保資格情報ファイル 2. 国保給付情報ファイル 3. 国保賦課情報ファイル 4. 国保特別徴収情報ファイル5. 国保収納情報ファイル 6. 国保滞納情報ファイル 7. 国保宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 43項 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 1, 2, 3, 4, 5, 10, 13, 16, 23, 32, 36, 37, 40, 45, 52, 55, 56, 73, 77, 100, 101, 112, 113, 118, 125, 135, 138, 150項 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福祉課 0942-92-7964
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉課 0942-92-7964

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年7月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年7月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 基本事項 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	住民生活課 住民生活課長 安永 宏之 住民生活課	住民課 住民課長 住民課 住民課	事後	
平成29年5月1日	I 1 ②事務の概要	基山町では、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、国民健康被保険者の管理をし、国民健康保険に係る事務を行う。国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務で取り扱う。 ①国民健康保険被保険者の適用に関する事務 ②国民健康保険被保険者証等の交付に関する事務 ③国民健康保険の給付に関する事務	基山町では、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、国民健康被保険者の管理をし、国民健康保険に係る事務を行う。国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務で取り扱う。 ①国民健康保険被保険者の適用に関する事務 ②国民健康保険被保険者証等の交付に関する事務 ③国民健康保険の給付に関する事務 ④国保連合会で実施する療養給付の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務	事後	
平成29年5月1日	I 1 ③システムの名称	1. Acrocity国民健康保険 2. Acrocity国民健康保険税(料) 3. Acrocity国民健康保険(給付) 4. MICJET番号連携サーバ 5. 中間サーバー 6. 統合宛名システム	1. Acrocity国民健康保険 2. Acrocity国民健康保険税(料) 3. Acrocity国民健康保険(給付) 4. MICJET番号連携サーバ 5. 中間サーバー 6. 統合宛名システム 7. 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム	事後	
令和1年6月26日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年5月31日 平成27年5月31日	平成31年3月31日 平成31年3月31日	事後	
令和1年6月26日	I 基本事項 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	住民課 住民課長 住民課	福祉課 福祉課長 福祉課	事後	
令和1年6月26日	I 4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 1, 2, 3, 4, 5, 9, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 43, 44, 45, 46, 58, 62, 80, 87, 88, 93, 97, 106号	番号法第19条第7号 別表第二 1, 2, 3, 4, 5, 9, 17, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 43, 44, 45, 46, 58, 62, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109号	事後	
令和3年1月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	基山町では、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、国民健康被保険者の管理をし、国民健康保険に係る事務を行う。国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務で取り扱う。 ①国民健康保険被保険者の適用に関する事務 ②国民健康保険被保険者証等の交付に関する事務 ③国民健康保険の給付に関する事務 ④国保連合会で実施する療養給付の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務	基山町では、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、国民健康被保険者の管理をし、国民健康保険に係る事務を行う。国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務で取り扱う。 ①国民健康保険被保険者の適用に関する事務 ②国民健康保険被保険者証等の交付に関する事務 ③国民健康保険の給付に関する事務 ④国保連合会で実施する療養給付の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務 ⑤オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別特号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)	事後	
令和3年1月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. Acrocity国民健康保険 2. Acrocity国民健康保険税(料) 3. Acrocity国民健康保険(給付) 4. MICJET番号連携サーバ 5. 中間サーバー 6. 統合宛名システム 7. 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム	1. Acrocity国民健康保険 2. Acrocity国民健康保険税(料) 3. Acrocity国民健康保険(給付) 4. MICJET番号連携サーバ 5. 中間サーバー 6. 統合宛名システム 7. 国保総合システムおよび国保情報集約システム 8. 医療保険者等向け中間サーバー等	事後	
令和3年1月20日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 30号	番号法第9条第1項 別表第一 30号 (オンライン資格確認の準備業務) ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項第30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和3年1月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 1, 2, 3, 4, 5, 9, 17, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 43, 44, 45, 46, 58, 62, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109号	番号法第19条第7号 別表第二 1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 43, 58, 62, 80, 81, 87, 88, 93, 97, 106, 109, 120号	事後	
令和3年1月20日	II 1. 対象人数(いつ時点の計数か) 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	令和1年5月31日時点	令和2年12月31日時点	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 30号	番号法第9条第1項 別表第一 43項	事前	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 43, 58, 62, 80, 81, 87, 88, 93, 97, 106, 109, 120号	番号法第19条第8号 別表第二 1, 2, 3, 4, 5, 10, 13, 16, 23, 32, 36, 37, 40, 45, 52, 55, 56, 73, 77, 100, 101, 112, 113, 118, 125, 135, 138, 150項	事前	
令和3年9月1日	II 1. 対象人数(いつ時点の計数か) 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	令和2年12月31日時点	令和3年7月31日時点	事前	